

## 逗子市における墓地造成等に関する基本方針

本市における墓地造成等に関する基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 4 条第 2 項に規定する法人にあつては、従前より市内に本院又は分院を有し、現に継続して宗教活動を行っており、さらに墓地等が必要と判断されるものであること。
- (2) 計画区域周辺の住環境に及ぼす影響に十分配慮した計画であるとともに、周辺の住民の理解を得ていること。

本市では、墓地造成等に関して基本方針をもって対応してきました。

この基本方針は、従来のものに一部見直しを加え、平成 22 年 6 月に決定したものです。